商　　号
代表者の
氏　　名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第１項の規定により届け出ます。

記

［１．～６．　略］	
７．一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別	□第一種資金移動業 □第二種資金移動業 □第三種資金移動業
８．資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した資金移動業の内容及びその内容に係る資金移動業の種別 □全部　□一部	
９．・10.　［略］	

（記載上の注意）

１．法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第４項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［２．・３．　略］

４．「一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別」に該当する種別が一である場合は、「資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した資金移動業の内容及びその内容に係る資金移動業の種別」の記載事項のうち「その内容に係る資金移動業の種別」の記載を省略することができる。

別紙様式第25号（第38条第５項関係）

（日本産業規格Ａ４）
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　―　　）
住　　所
電話番号（　）　―
商　　号
代表者の
氏　　名

資金移動業廃止公告届出書

年　　月　　日付で下記の方法により資金移動業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第５項の規定により届け出ます。

商　　号
代表者の
氏　　名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第１項の規定により届け出ます。

記

［１．～６．　同左］	
［項を加える。］	
７．資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止する資金移動業の内容 □全部　□一部	
８．・９．　［同左］	

（記載上の注意）

１．法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［２．・３．　同左］

４．不要な字句は消して使用すること。

別紙様式第23号（第38条第５項関係）

（日本産業規格Ａ４）
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　　号
住所（郵便番号）
電話番号（　）　―
商　　号
代表者の
氏　　名

資金移動業廃止公告届出書

年　　月　　日付で下記の方法により資金移動業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第５項の規定により届け出ます。